

# 林業・木材産業の 発展のために

(平成30年5月)

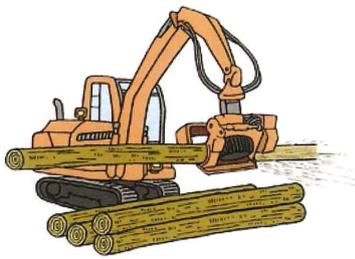
## お役に立ちます 林業・木材産業信用保証

林業・木材産業専門の信用保証です！  
金融機関からの借入を円滑に！これまで実績のない方にも安心！  
事業規模拡大や生産性向上のための設備投資や運転資金の安定化に！

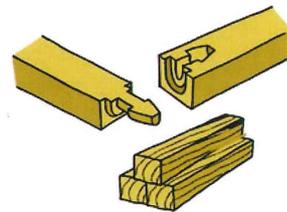
保証の対象  
となる資金



造林・育林



素材生産



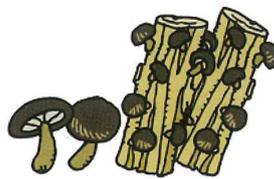
木材・木製品製造



薪炭生産



林業種苗生産



きのこ生産



木材卸売業

※各都道府県の合理化計画の  
認定が必要となります。

独立行政法人 農林漁業信用基金 (林業部門)

<http://www.jaffic.go.jp>

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 (コープビル)

TEL 03-3294-5581 (林業部門代表)

03-3294-5585~6 (保証課直通)

FAX 03-3294-5595

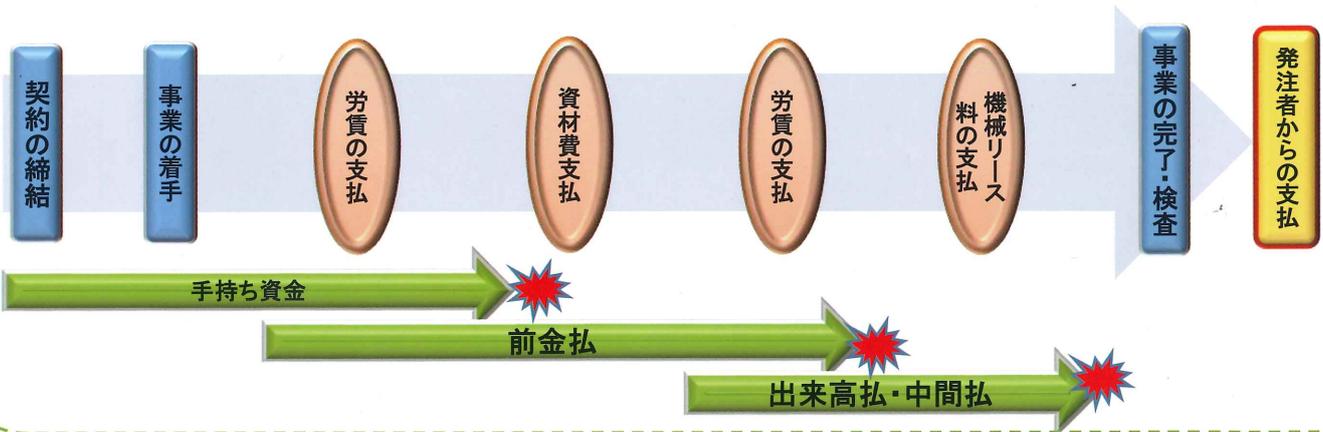


林業・木材産業信用保証

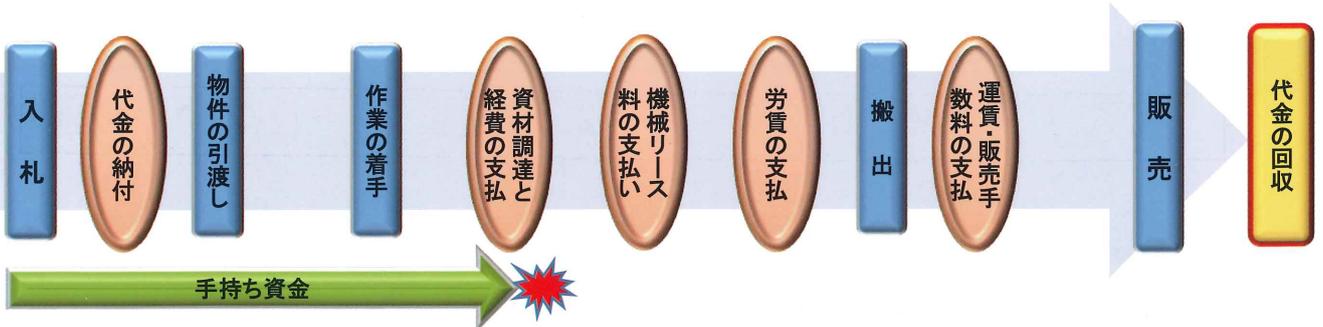
## 林業・木材産業信用保証とは

林業・木材産業関係の皆様が融資機関から事業資金を借り入れようとされる場合、農林漁業信用基金が債務を保証することにより、円滑かつ有利に借入ができるようお手伝いする制度です。

造林や間伐の請負契約後の資金繰りでお困りではないですか？



立木購入に係る資金繰りでお困りではないですか？



## 基金のご利用はワンストップでOKです

～資金繰りでお困りの時は地元金融機関を通じてお気軽にご相談下さい～



もしもの時には、その返済を基金が肩代わりします

# 林業・木材産業信用保証の概要

	一般資金	制度資金	
		運転資金	設備資金
ご利用いただける方 (※1)	林業、木材製造業又は林業種苗生産業を営む方、これらの者が構成員となっている中小企業等協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会 等	林業経営基盤強化法に基づく合理化計画又は林業経営改善計画の認定を受けた方	林業・木材産業改善資金助成法に基づく計画の認定を受けた方又は林業経営基盤強化法に基づく合理化計画の認定を受けた方
資金の用途	造林・育林、素材生産、木材・木製品の製造、林業種苗生産、薪炭生産、きのこ生産	造林・育林、素材生産、木材・木製品の製造、木材の卸売、木材の市場の開設・改良	林業、木材製造業、木材卸売業、木材市場業の経営改善等
保証期間 (最高限度)	運転資金：3年(特認7年) 設備資金：15年	短期1年 長期5年	10年 (特認12、15年)
保証割合	80%(間伐、高品質材生産、新規事業の立ち上げ等に係るものは一定額まで100%)	100%まで可能	100%まで可能
保証料率 (※2)	年0.2～1.8%	年0.1～0.9% (一部年0.15～1.35%)	年0.1～0.9%
保証額の 上限	原則4億円(個人1億円)	同左(認定を受けた計画の範囲)	認定を受けた計画の範囲(※3)

(※1) 会社にあつては資本金等が3億円以下又は従業員300人以下、個人にあつては従業員300人以下(木材卸売を営む者又は市場関係者は、会社にあつては資本金等が1千万円以下又は従業員100人以下、個人にあつては従業員100人以下)

(※2) 利用される方の財務内容等により保証料率が異なります。

(※3) 林業分野(個人1.5千万円、会社3千万円、団体5千万円)、木材産業分野(1億円)

## 【臨時的な資金】期間限定の商品です

東日本大震災復旧等緊急保証	被災された方の復旧・復興等に必要な資金(無担保・別枠)
木材安定供給保証(ウッドサポート5000)	木材の安定供給に関する協定締結者の運転資金(保証料率の軽減等)
素材生産推進保証(ログプロダクツ3000)	素材の安定供給・量的拡大を行う素材生産業者の運転資金(保証料率の特例等)

## 出資が必要です

保証利用額を都道府県ごとに決められた保証倍率(概ね40～45倍)で除した額を基金に出資いただきます。保証利用が済みましたら、出資持分を払戻すことができます。

## 連帯保証人・担保について

1名以上の連帯保証人が原則必要です(法人は代表者を含む)。

担保は、運転資金では、利用される方の財務内容により必要となることがあり、設備資金では、5年超の借入期間又は土地建物の購入・建設の場合は原則必要です。

詳細は基金ホームページをご覧ください。

林業信用保証

検索

# 事例

このようなケースでご活用いただきました！！

## ケース① 事業規模を拡大するために まとまった立木を購入

森林組合で経験を積んで、最近独立して素材生産事業を開始したAさん

中古の林業機械を自己資金で購入した結果、手持ちの資金が不足気味に

そんなとき…

20haの立木購入のチャンスがあるが、即金での支払が条件のため、資金確保が課題に

これまで金融機関からの借入実績なく、これといった不動産もないため、借入れが不安

林業信用保証を利用して、地元の信用組合から1,200万円を借り入れて、立木を購入

保証期間は3年として、素材販売代金により計画的に返済

## ケース② 制度資金(運転)を利用して 資金繰りを改善

国産材ラミナを原材料として集成材事業を営むB木材さん

・増加する受注に対応するため、追加設備を行った結果、借入金が増加し元金の返済と利息の支払いで資金繰りが厳しい…

・事業量増加に伴う原材料仕入れの運転資金が必要だが、金利を抑えて借入れをしたい

そこで！

余裕ある資金繰りのため、低金利(年1.5%)の木材産業等高度化推進資金の借入を含む合理化計画を作成して知事認定を取得(計画期間5年、認定額毎年度3,000万円)

林業信用保証を利用して地元の銀行から推進資金3,000万円(借入期間1年)を借り入れて、原材料仕入れ資金を調達

合理化計画に基づいて、1年毎に推進資金を継続して利用(書替え継続)することにより資金繰りが安定し事業も順調に

ご相談先

林業・木材産業(保証利用)の各都道府県における相談窓口

ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合でご利用頂けます。利用できる金融機関

